

居宅介護等重要事項説明書

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援)

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことなどを事業者が説明するものです。

1 事業者

事業者名称	小樽総合介護サービス有限公司
代表者氏名	代表取締役 林 義昭
事業者所在地 電話番号	小樽市住ノ江1丁目8番11号 電話 0134-21-0488 FAX 0134-21-0489
設立年月日	平成17年5月9日

2 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ヘルパーステーション若葉
北海道指定 事業所番号	居宅介護 011200401号
指定年月日	平成24年10月1日
事業所所在地	小樽市住ノ江1丁目8番11号
連絡先	電話 0134-21-0488 FAX 0134-21-0489
事業所の通常の 事業実施地域	小樽市内
事業所が行なう 他の指定障害 福祉サービス	居宅介護 011200401号 (平成17年11月1日指定) 重度訪問介護 011200401号 (平成17年11月1日指定) 同行援護 011200401号 (平成23年10月1日指定)

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者、難病等対象者に対し、適正な居宅介護、重度訪問介護、同行援護を提供する事を目的とします。
運営方針	① 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。 ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めます。 ③ 保健・医療・福祉サービスとの連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前8時から午後5時（土曜日は午後0時）

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日
サービス提供時間	午前8時から午後6時

(5) 事業所の職員体制

管理者	林 義昭
-----	------

職種	職務内容	人員数
管理者	従業者及び業務の管理その他の管理や従業者に法令等を厳守させるため必要な指揮命令を行います。	1名（兼務）
サービス提供責任者	利用申し込みに係る調整、介護員に対する技術指導や居宅介護計画書の作成を行うとともに、自らもサービスの提供を行います。	6名以上
介護員	居宅介護、重度訪問介護、同行援護の提供を行います。	15名以上 （常勤換算方式にて2.5名以上）
事務職員	必要な事務処理を行います。（介護員と兼務あり）	2名以上

3 サービスの主たる対象者

サービス種別	サービスの主たる対象者
居宅介護 重度訪問 同行援護	1 身体障害者（18歳未満を除く） 2 知的障害者（18歳未満を除く） 3 障害児（18歳未満の身体障害及び知的障害） 4 精神障害者（18歳未満の者を含む） 5 難病等対象者（18歳未満の者を含む）

4 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
居宅介護計画等の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に居宅介護計画等を作成します。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助・清拭	入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	衣服の着脱の介助を行います。
	その他	身体に関わる介助全般を行います。
家事援助	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	その他	
通院等介助		通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助を行います。
通院等乗降介助		通院等のため、ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行います。 （移送に係る運賃は別途必要となります。）
重度訪問介護		入浴、排泄、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
同行援護		<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。 ・ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護を行います。 ・ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

(2) ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

(3) 利用者負担額の上限等について

介護給付費対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。

利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出下さい。

(4) 償還払い

介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

(5) 料金表

利用料金は、別紙のとおりです。

(6) その他の留意事項

- ※ 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は2倍の利用者負担額をいただきます。(2人派遣の場合は小樽市へ事前確認及び承諾を得ます)
- ※ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。
- ※ 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20～30分程度以上)を要しかつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院等介助(身体介護を伴う場合)」を算定します。
- ※ 「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の前において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例:入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。

【加算項目】

- ① サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。(円未満の端数は四捨五入)

提供時間帯名	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時～午前 8 時	午後 6 時～午後 10 時	午後 10 時～午前 6 時
加算割合	25%増し	25%増し	50%増し

- ② 新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、またはヘルパーに同行した場合に加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
初 回 加 算	2000 円	200 円	初回月、1回のみ

- ③ 利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
利用者負担上限管理加算	1500 円	150 円	1月あたり

- ④ 居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を、利用者またはその家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
緊急時対応加算	1000 円	100 円	1回につき (1月に2回まで)

- ⑤ 中山間地域等厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対しサービス提供を行った場合に加算されます。(円未満の端数は四捨五入)

加算項目	加 算 割 合	利用者負担額
特 別 地 域 加 算	所定単位数の 15%	左記の 1 割

- ⑥ 事業所のとっている体制又は、対応の内容等により、下表のとおり料金が加算されます。(円未満の端数は四捨五入)

加算項目	加 算 割 合	利用者負担額
特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の 20%	左記の 1 割
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の 10%	左記の 1 割
特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位数の 10%	左記の 1 割
特定事業所加算(Ⅳ)	所定単位数の 5%	左記の 1 割

5 その他の費用について

① 交通費	・通院等の移動(1回 200 円) ・買い物代行(1か所 100 円)
	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時

② キャンセル料	間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日午前 12 時までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	期限を過ぎた申し出によるキャンセル	予定されていた介護報酬に相当する額の所定のキャンセル料をお支払いいただきます
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
③サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 ④通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費	利用者（お客様）の別途負担となります。	

6 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 10 日前後に利用月分の請求書をお届けします。

お支払いは

- (ア) 利用者指定口座からの自動振替
- (イ) 郵貯銀行振込用紙による振込
- (ウ) その他応相談

の、いずれかになります。自動振替に関しては毎月 20 日振替。(20 日が休業日の場合は翌営業日の振替になります。

※自動振替の銀行は「北洋銀行」「北海道信金」「ゆうちょ銀行」です。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から 3 月以上遅延し、故意に支払いの督促から 14 日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7 担当ヘルパーの変更を希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当ヘルパーの変更を希望される場合は、ヘルパーステーション若葉までご相談ください。

※ 担当ヘルパーの変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画等の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「居宅介護計画等」を作成します。作成した「居宅介護計画等」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

サービスの提供は「居宅介護計画等」に基づいて行ないます。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

(3) 居宅介護計画等の変更等

「居宅介護計画等」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(4) 担当ヘルパーの決定等

サービス提供時に、担当のヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のヘルパーや訪問するヘルパーが交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、当事業所までご遠慮なく相談ください。

(5) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。また、ヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	サービス提供責任者（虐待委員会委員） 佐々木 エミ
-------------	---------------------------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

○ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について

- 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。
- 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、道、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

北海道 市町村	北海道	後志総合振興局 保健福祉室社会福祉課 所在地 虻田郡倶知安町北1条2丁目 電話 0136-23-1936
	市町村	小樽市役所 介護保険課 所在地 小樽市花園2丁目22番7号 電話 0134-32-4111
	国保連	北海道国民健康保険団体連合会 所在地 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館 電話 011-231-5161

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険
保険名	東京海上日動火災保険
保障の概要	物品の破損、損傷について協議の上、賠償額及び代品等を検討し対応いたします。

13 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、サービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示請求は以下の窓口で受け付けます。その他、道市町村でも受付しています。

・お客様相談、苦情受付窓口

担当者 林 義昭・酒井 貴子
 電話 0134-21-0488
 受付時間 平日午前8時から午後5時

※その他の機関

北海道 市町村	北海道	後志総合振興局 保健福祉室社会福祉課 所在地 虻田郡倶知安町北1条2丁目 電話 0136-23-1936
	市町村	小樽市役所 介護保険課 所在地 小樽市花園2丁目22番7号 電話 0134-32-4111
	国保連	北海道国民健康保険団体連合会 所在地 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館 電話 011-231-5161

14 第三者評価の実施状況について

本事業所の第三者評価の実施状況は以下のとおりです。

実施の有無	あり・なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

15 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

16 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号）」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	小樽市住ノ江1丁目8番11号
	法人名	小樽総合介護サービス有限会社
	代表者名	代表取締役 林 義昭
	事業所名	ヘルパーステーション若葉
	説明者氏名	サービス提供責任者 佐々木 エミ

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。 令和 年 月 日

代理人 及び家族代 表	住所	
	氏名	印

(代筆理由)